

スポーツツーリズム広域プロモーション業務委託 仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

スポーツツーリズム広域プロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結日 から 令和8年1月30日（金） まで

3 目的

本県へのスポーツツーリズムを推進させる一体的かつ広域的なプロモーションを実施することで、県内外からの誘客を図る。

4 委託業務の内容

スポーツツーリズムを活用した広域プロモーション業務及び付随する業務一式

(1) 制作方針・概要

ア ロゴ、ポスター、パンフレット（以下、「各広報資材」とする）を制作し、本県スポーツツーリズムについて統一的なプロモーションを実施する。

イ 本県のスポーツツーリズムの魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。取り上げるスポーツ種目は水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）、サイクリング、山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）の3つ（以下、「3カテゴリ」とする）を必須とする。8種目すべてを取り上げる必要はない。

ウ スポットの選定においては、一部の地域に集中するのではなく県内全域にプロモーション効果があるようバランスを考慮して選定すること。なお、カテゴリごとに次の地域のスポットを必須とし、その他の地域は提案によること。

水辺のアクティビティ：越谷市

サイクリング：彩くるルート（ルート上の地域の一部を含めばよい）

エ 単にスポーツの紹介を行うのではなく、グルメや自然等魅力的な観光資源を組み合わせることにより、本県のスポーツツーリズムの認知度及び来訪意欲を高め、観光客と消費額の増加を目指す内容とすること。

オ 3カテゴリのメインターゲットは以下のとおりとする。

(ア) 水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）

ファミリー層

(イ) サイクリング

初級～中級程度の実施経験があり、ひとりで出かけることもあるミドル世代

(ウ) 山のアクティビティ（ハイキング、登山、トレッキング、ロッククライミング）

カップル・友人と旅行を楽しむミドル世代

カ 各広報資材に使用する写真は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。

なお、各広報資材に掲載する施設等名称や説明は受託者が各施設等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。また、各広報資材における資料収集、撮影及び撮影交渉、肖像権や著作権について必要な手続き、出演料や使用料等制作のために必要な経費は全て委託金額に含めることとする。

(2) ロゴの制作

ア 仕様・規格

デザイン：1種類

データ形式：ai、PNG

使用期限：原則定めない

イ 企画提案にあたっての留意点

- ・一体的なプロモーションを実施するための統一ロゴを提案すること。
- ・コンセプトを明示し、デザイン案を2種類以上提案すること。イラストや写真は仮のもので差し支えない。
- ・県及び（一社）埼玉県物産観光協会が今後実施するスポーツツーリズムに関する各プロモーションでも使用（二次利用を含む）するため、ウェブサイトでの使用など幅広い用途での使用を前提とした提案とすること。
- ・委託契約締結決定後、県と協議の上デザインを確定させ、速やかにデータを指定されたフォーマットで納品すること。

ウ 納品期限

令和7年6月16日（月）

(3) ポスターの制作

ア 仕様・規格

デザイン：1種類以上

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：コート紙またはマットコート紙135kg以上を想定

制作部数：B1版20枚以上、B2版30枚以上

校正：2回以上

使用期限：原則定めない

イ 企画提案にあたっての留意点

- ・コンセプトを明示し、デザイン案を2種類以上提案すること。イラストや写真は仮のもので差し支えない。

ウ 納品期限

令和7年9月12日（金）

(4) パンフレットの制作

ア 仕様・規格

(ア)紙版

規格：B5版（展開：B4版）を想定

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：コート紙またはマットコート紙90kg以上を想定

ページ数：14ページ以上

部数：10,000部以上

校正：文字校正2回以上、色校1回以上

使用期限：原則定めない

(イ)電子版

掲載内容は紙版と同様のものとし、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」に掲載する。なお、電子版についても掲載期限は原則定めない。

イ 企画提案にあたっての留意点

- ・コンセプトを明示し、台割を示して提案すること。
- ・単にハイキングコースやサイクリングロードを紹介するだけでなく、県内消費を促進させるために飲食店や土産物店の情報も掲載すること。
- ・3カテゴリについてモデルコースを掲載し、そのうち1本は宿泊を伴うものとする。
- ・埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」の紹介及び二次元コード、スポーツ（アクティビティ）を行う際の基本的なマナーやルールの掲載を必須し、スポーツ経験者の体験に基づく魅力などの情報を必要に応じ掲載することとする。

ウ 納品期限

令和7年9月19日（金）

(5) WEB広告の実施

上記（2）～（4）で制作した各広報資材等を活用し、WEB広告を実施する。提

案にあたっては広告の掲出先、期間及び想定されるリーチ数等数量的データを提示すること。

なお、広告の実施期間は合計3月以上とし、対象エリアは埼玉県内を中心とした首都圏エリアとする。

(6) 雑誌広告の実施

上記(2)～(4)で制作した各広報資材等を活用し、雑誌広告をハイキング、サイクリングについて1誌以上、計2誌以上に掲載する。提案にあたっては広告の掲載候補、時期、選定理由及び掲載候補の読者数(発行部数)を提示すること。

(7) 業務完了報告書の提出

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、内容について事前に県の下承を得た上で、業務完了報告書を埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当宛にPDFデータで提出するとともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者負担とする。

報告書には以下の内容を必ず記載すること。

- ・業務全体の実施結果
- ・WEB広告の運用結果及び分析
- ・事業全体の振り返り及び考察

(8) その他業務

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。

また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

(9) 成果物の納品

各広報資材は完成後、埼玉県産業労働部観光課(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1(第二庁舎1階))へ納品すること。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料

等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (3) 本件業務に基づき作成された成果物に関する一切の権利は、第三者が従前から保有していた権利を除き、本業務の成果物等が県に納入されたときに、原則として全て受託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。
- (4) 本業務の成果物等は、県及びその依頼を受けた（一社）埼玉県物産観光協会が、埼玉県の観光振興に資する用途で幅広く活用することを可能とする。
- (5) 本業務で制作したパンフレット及びポスターは県の責任において増刷する可能性があるが、この時、県から受託者への追加費用の支払いは発生しないものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。